

令和7年白老町議会総務文教常任委員会会議録
(総務文教常任委員会陳情に関する連合審査会)

令和7年12月22日(金曜日)

開 会 午後 3時00分

閉 会 午後 3時57分

会議に付した事件

陳情審査

1. 陳情第4号 白老町内メガソーラー計画に関する陳情

○出席委員(13名)

総務文教常任委員会

委員長 貳 又 聖 規 君

委員 長谷川 かおり 君

委員 広 地 紀 彰 君

副委員長 森 山 秀 晃 君

委員 佐 藤 雄 大 君

産業厚生常任委員会

委員長 森 哲 也 君

委員 水 口 光 盛 君

委員 氏 家 裕 治 君

委員 西 田 祐 子 君

副委員長 飛 島 宣 親 君

委員 田 上 治 彦 君

委員 前 田 弘 幹 君

議会運営委員会

(委員長 佐 藤 雄 大 君)

(委員 水 口 光 盛 君)

(委員 飛 島 宣 親 君)

(委員外議員 西 田 〇 子 君)

(副議長 広 地 紀 彰 君)

(副委員長 前 田 弘 幹 君)

(委員 氏 家 裕 治 君)

(委員外議員 貳 又 聖 規 君)

(委員外議員 森 哲 也 君)

議長 小 西 秀 延 君

○欠席委員(1名)

総務文教常任委員会

委員 前 田 博 之 君

○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長 大 黒 克 巳 君

企画振興部長 三 上 裕 志 君

産業経済課長 菊 池 拓 二 君

産業経済課農政林務室長	上 田 幹 博 君
町民サービス課環境生活室長	久 末 雅 通 君
町民サービス課環境生活室環境係長	黒 滝 俊 幸 君
参考人 (しらおい竹浦の自然を守る会会長)	瀧 谷 栄 君
参考人 (ブウベツの森を守る会会長)	大 西 潤 二 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 弘 樹 君
主 幹	小山内 恵 君

◎開会の宣告

○委員長（貳又聖規君） ただいまより総務文教常任委員会、陳情に関する連合審査会を開会いたします。

（午後 3時00分）

○委員長（貳又聖規君） 連合審査会の開催までの経過についてご説明いたします。

本日の審査案件である陳情2件は、定例会12月会議において総務文教常任委員会、議会運営委員会、産業厚生常任委員会にそれぞれ審査付託されたものであります。

陳情は2件ともメガソーラーに関するものでありますが、それぞれの委員会の所管に関わる内容が含まれており、かつ関連性が高いものとなっております。

委員会条例第16条の規定により、委員会はあると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができるとされていることから、各委員会、委員長において連合審査会の開催について協議、調整したものであります。

次に、連合審査会の進め方について、事務局から説明いたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） 本日は陳情書の提出者を参考人として呼びしております。

まず、参考人から陳情の願意をお聞きしますが、陳情第4号の要請事項のうち、特別委員会の設置に関する部分については、議会運営委員会の所管となりますので、ただいま行っておりますこの総務文教常任委員会主管の連合審査会を一旦休憩し、休憩中に議会運営委員会が主管する連合審査会を開会し、特別委員会の設置に関する部分について、願意の聞き取りを行います。

その際、議事の進行は、議会運営委員長に替わりますので、委員長席の移動をお願いします。

陳情第4号の願意の聞き取りが終わりましたら、議会運営委員会が主管する連合審査会は、本日はここで終了となります。

ただし、常任委員会の連合審査会が継続していますので、委員は全員最後まで退席しないようお願いいたします。参考人の瀧谷氏は、この時点で退席となりますが、大西氏にはそのまま残っていただき、続けて、陳情第5号の審査に入ります。

陳情第5号は産業厚生常任委員会に付託されていますので、進行は産業厚生常任委員長に替わります。同じように、産業厚生常任委員会が主管の連合審査会を開いて、陳情第5号の願意の聞き取りを行います。

一通り願意の聞き取りと、質疑を終えましたら、参考人には退席を頂き、町の説明員と入れ替わります。

引き続き町から説明を受けますが、基本的な流れは、参考人のときと同じく、最初は、陳情第4号について、総務文教常任委員会の委員長の進行で始め、特別委員会の設置の部分に関し

ては町側の説明はありませんので、次に、産業厚生常任委員長に進行を替わり、陳情第5号の説明を受けます。

なお、本日は連合審査会でありますので、質疑については、委員会の垣根なく自由に質疑が可能ですのでよろしくお願いいたします。

また、連合審査会での審査は、陳情者からの聞き取り、町からの説明までとなります。その後、委員間の自由討議、討論、採決については、後日、それぞれの委員会において行いますので、ご承知願います。審査会の進め方については以上です。

○委員長（貳又聖規君） 審査会の進め方について、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） それでは、陳情審査に入ります。

陳情第4号、白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書を議題に供します。

陳情書の内容については、各委員、精読頂いていると思いますので、朗読は省略し、会議録に陳情の内容を登載することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） それでは、そのように取扱いいたします。

次に、陳情の審査のため参考人として、白老町栄町2丁目1番7号、ならの木家内、しらおい竹浦の自然を守る会会長滝谷栄氏、ブウベツの森を守る会会長大西潤二氏のお2人を招聘しております。

参考人の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時06分

○委員長（貳又聖規君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

陳情提出者の両氏におかれましては、本日はお忙しい中、参考人としてお越しいただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、参考人より陳情書を提出された願意についてお聞きしたいと思います。

なお、陳情書のうち、町議会に対する特別委員会の設置に関しては、この後、別の委員会で改めて伺いいたしますので、まずはそれ以外の願意について説明をお願いいたします。

大西様。

○参考人（大西潤二君） このたびは、このような席を設けていただき誠にありがとうございます。

今回はしらおい竹浦の自然を守る会、ブウベツの森を守る会を代表しまして、意見を述べさせていただきます。今回陳情することに関して、まずその大前提として求めることは、速やかな条例改正です。理由は現行条例が手続の確認には一定の役割を果たしている一方で、実際に

事業遂行を抑制・調整する機能が十分ではないということが明確になってきているからです。

具体的には、次の点に課題があります。第1に、現行条例は届出制を中心とした仕組みであり、町が事業内容を不適切と判断した場合であっても、事業そのものを中止、是正させる法的手段が弱いという構造的課題があります。その結果、手続を踏んだが、住民不安や環境リスクが解消されないまま事業が進行するという事例が現実には生じています。

第2に、住民説明会や合意形成に関する規定が形式的に運用されやすい点です。説明会の実施自体は求められているものの、周知方法、資料の充分性、説明内容の正確性、住民意見への対応方法についての担保が弱く、形式的に一度実施すれば足りると解釈されない構造となっています。そのため住民の理解や納得が得られないまま事業が進められる恐れがあります。

第3に、災害リスクや跡地利用の適否を計画段階で調整排除する仕組みが不十分である点です。白老町は土砂災害リスク、森林景観、観光資源、一次産業との土地利用調整といった要素が複合的に関わる地域特性を有しておりますが、現行条例では、立地そのものを事前に制御する規定が弱く、問題が顕在化してから対応せざるを得ない後追い型の行政対応となっています。石山地区の計画地は、北海道が示す津波浸水想定区域に該当しており、津波によって流出した太陽光パネルが住宅地に流入する可能性を否定できません。そもそも防災の観点から建設すべき場所ではないと言ってよいと思います。

また、石山地区は地盤が低く、ウヨロ川の氾濫による浸水被害はこれまでも発生しており、令和7年には9月と10月の2度にわたり住宅地が浸水被害を受けています。浸水下での太陽光発電施設では、漏電や感電による人身被害が想定されるほか、津波発生時には避難場所である萩の里自然公園へのアクセスに支障を来す恐れもあります。萩の里自然公園及びウヨロ川周辺は環境省が選定する、生物多様性保全上重要な里地立山に該当しており、条例第8条に基づき、禁止区域として指定すべき場所と考えます。

また、石山地区で計画されているAC28予定地では、天然記念物であるクマゲラなどの希少種も確認されており、大規模な森林破壊を伴う計画は、環境を破壊するものと言わざるを得ません。さらに、2025年3月の住民説明会資料には、当該設備周辺に民家等は存在しないと記載されておりますが、実際には当方が運営するブウベツの森キャンプ場や畜産農家の住宅が隣接しています。

このような明白な誤りは、調査内容の信頼性及び妥当性に重大な疑義を生じさせざるものです。加えて白老川上流の毛白老川沿いの計画地は、傾斜地に位置しており、造成によって土壌が露出されれば豪雨時の土砂流出が強く懸念されます。パネル破損時には鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等の有害物質が河川に流出し、最終的には海にまで到達する可能性も否定できません。河川沿い事業は計画地周辺のみならず、下流域全体に影響を及ぼすにもかかわらず、資源エネルギー庁が示す住民説明範囲は、建設予定地から300メートル以内に限定されています。周辺居住者が極めて少ない地域では、形式的に数名の同意を得るだけで、流域全体に影響を及ぼす事業が実施可能となる構造にあります。河川は行政界や距離で区切ることもできない公共

資源であり、上流の影響は必ず下流、そして海へと及びます。

したがって河川上流の再生可能エネルギー事業については、画一的な 300 メートル基準ではなく、流域単位での影響評価と説明範囲の設定が不可欠です。

発電事業の税収の実態と町が被るであろうリスクについて私はこう考えます。仮に町内で計画されている 6 か所のメガソーラーが 2026 年から稼働した場合、固定資産税収入は年間約 2 億 3,000 万円と見込まれます。しかし、このうち 75% は基準財政収入額に算入され、地方交付税が減額されるため、町の実質的な税収増は約 25%、すなわち 5,750 万円にとどまります。

太陽光の減価償却期間は白老町では 17 年間であり、18 年目からは評価額 5 % まで引下げられることで、6 つのメガソーラーから得られる固定資産税実収入は 300 万円弱となります。

一方、太陽光パネルの寿命は 20 年から 30 年とされており、その時点で、事業者が存続しているのか、適切に撤去されているのかという不安は拭えません。撤去費用の積立てについても資源エネルギー庁によりますと、通常 20 年間の FIP 認定を受けた事業者は、後半の 11 年目からの積立てを開始するルールとなっており、開始から 1 年から 10 年目までの積立て義務がないので、倒産した場合回収することができません。また、内部積立てが認められている点もリスクを高めています。撤去費用は資源エネルギー庁の試算では、コンクリート基礎の場合は、1 キロワット当たり 1 万 4,000 円。スクリー基礎の場合は、1 キロワット当たり 1 万 1,000 円となっており、白老で計画されているある予定地では、コンクリート基礎を想定しているため、その撤去費用は 2 億 7,860 万円と試算されます。事業者が倒産し放置された場合、その負担を最終的に町民が負うことにならないのか強い懸念がございます。

国は 2027 年度以降、固定価格買取制度を廃止する方針を示しており、メガソーラー政策そのものに見切りをつけつつあります。このような情勢を踏まえれば、年間 300 万円に満たない税収のために、自然環境、地域産業、観光、災害リスクを背負うことは、余りにもリスクが高い事業と言わざるを得ません。僅かな税収増と引換えに、地域の産業や白老町のイメージを損ない、放置パネル問題や災害リスクを抱えることの是非を考えれば、議論するまでもなく、これ以上メガソーラーを白老町に持ち込まないという判断こそが合理的で責任ある選択と考えます。

○委員長（貳又聖規君） ありがとうございます。

それではこれより各委員から、陳情の願意に対して、質疑をお受けいたします。質疑のあります方はどうぞ。

13 番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） ちょっと願意の確認という観点で 1 点だけ御質問させていただきます。

御説明とその根拠については拝聴させていただきました。

今、要請事項としては、いただいた陳情書には、全部で 5 点掲げられております。この中で、この総務の委員会には 4 点の今陳情審査が上がっているわけですが、この 4 点に付け加えて、条例改正が必要だということでしょうか。それとも、この 4 点を踏まえて条例改正が必要だというようなお考えなのでしょうか。その考えの整理だけ。

○委員長（貳又聖規君） 大西様。

○参考人（大西潤二君） まず、この要請事項については、1 から 4 ににつきまして白老町の条例に対する要請と、国と北海道に対する要請がございますので、白老町に対する要請については、条例を改正していただくということになります。

○委員長（貳又聖規君） 13 番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 分かりました。

私が今聞き取りをさせていただいた中では、届出制や合意形成に対する懸念、また計画段階に対する町の関与といった観点から条例改正すべきだという御趣旨を承りました。

具体的に、そのような問題点を踏まえて、陳情者として、具体的にどのように改善してほしいかというそういった願いはありますか。

○委員長（貳又聖規君） 大西様。

○参考人（大西潤二君） 現在の条例を、まず届出制から許可制にさせていただくというのがまず第 1 です。

次に、禁止区画、抑制区域の創出です。禁止区域については拡充していただくと。あと将来の撤去費用の担保のためには、保証金制度の創出をお願いしようと思っております。

○委員長（貳又聖規君） よろしいですか。ほか質疑あります方はどうぞ。

12 番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 今のお話の中で、条例第 8 条の禁止区域、これについてしてほしいということなのですが、先ほどの陳情者のほうから出されたものでは、1 番目は確かに禁止区域のことを書いているのですが、2 番目のメガソーラーに関する森林法及び林地開発許可制度の改定というのを、国に求めていますけれども、白老町でも森林法というのですか、国の制度以外にも規定することができるのですが、その辺は大西さんはどの辺までお考えなのか。それをちょっと教えていただければありがたいのですが。

○委員長（貳又聖規君） 大西様。

○参考人（大西潤二君） まず森林法は国の法律です。今回の条例というのは白老町の権限なのですが、条例が上位法を越えられないということがまず一つあります。

今回この森林法といいますのは、私が求めているのは林地開発許可制度の細目規定について修正をお願いしたいと。これについては白老町や我々、あとできることであれば議会の皆さんのお力をかりて国に要請できればなと思っております。

○委員長（貳又聖規君） 12 番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 森林法についてももう少しお話ししたいのですが、ちょっと私も調べましたら、森林法では許可制であって、国のものというのは大きく枠組みになっているだけなのですが、もし、大西さんが求められているような禁止区域だとかそのようなものができるということであれば、権限として白老町で条例をつくったら、事前届出制とか審査とか住民説明とか意見書また監視、報告、原状回復命令などと、町の条例の中で一応つくること

はできるのです。そのほかにも手続とかいろいろつくことはできるので、すぐには止めはできなくても、少なくともそのようなことをきちっと手続をして、きちっとしたソーラーパネルをやる事業所さんと、それと禁止の場所は駄目だよと言える権限とか、やはり白老町もできると思うのですけれども、そのようなことも、例えば私たち議員のほうで提案させていただいても、そのようなことも一応考えてやったほうがいいというふうに思われますか。

どうですかその辺、この8条だけ変えてほしいと書いているだけなので、要するに、全体を通して私たち議会議員がどの程度まで条例を考えていいのかということもちょっと考えて、お伺いしたかったものですから。

○委員長（貳又聖規君） 大西様。

○参考人（大西潤二君） まず、この陳情を上げた日が10月下旬になっておりまして、それ以降、進展がございました。今白老町も条例の改正に向けて早急に対応するという事で動いていただけたということになっております。条例を改正する大きな変更点は、届出制から許可制です。許可制にすることによって町の中で厳しい審査基準を設けることによって、事業者がその目をくぐりづらくなるというように設定していくのが我々の目的であります。

○委員長（貳又聖規君） よろしいですか。ほか質疑あります方はどうぞ。

14番、小西秀延議長。

○議長（小西秀延君） 今の御説明で内容は大体把握できたのですが、基本的なことで、今回出されている陳情が、しらおい竹浦の自然を守る会とブウベツの森を守る会という形で団体名で陳情を頂いております。それぞれの会の構成人員と、その中に大体町民の方がどれぐらいいらっしゃるのかという基本的なことをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（貳又聖規君） 大西様。

○参考人（大西潤二君） しらおい竹浦の自然を守る会とブウベツの森を守る会は、ラインのグループで設定しておりまして、ラインの中でやりとりをしています。構成員としては竹浦の会が約14名ほどです。ブウベツの森を守る会は5名となっております。100%町民の方です。

○委員長（貳又聖規君） 14番、小西秀延議長。

○議長（小西秀延君） ありがとうございます。あと基本的な通常の活動はどのような基本活動をやられているのでしょうか。

○委員長（貳又聖規君） 大西様。

○参考人（大西潤二君） しらおい竹浦の自然を守る会は署名活動とオンラインでの署名活動を行っております。ブウベツの森を守る会は石山の方々にお話をしたり、しらおい竹浦の自然を守る会の署名活動のお手伝いをしたりということで活動させていただいております。

○委員長（貳又聖規君） よろしいでしょうか。ほか質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 2 5 分

再開 午後 3 時 4 9 分

○委員長（貳又聖規君） 休憩前に引き続き、総務文教常任委員会、陳情に関する連合審査会を再開いたします。

副町長及び担当職員に説明員として出席いただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第 4 号、白老町内のメガソーラー計画に関する陳情書に対する町の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克巳君） 本日のメガソーラー計画にかかります陳情審査に当たりましては、過日の定例会12月会議の一般質問におきましても、数名の議員から質問が出され、議論をさせていただいたところでございます。

地球温暖化を抑制するための方策として、化石燃料に代わり再生可能エネルギーへの転換が国主導のもと推進されてきておりますが、一方で、再生可能エネルギー施設、特に太陽光発電施設の建設につきましては、全国各地で自然破壊や景観の観点から大きな問題となっているところでございます。

本町におきましても、地域住民の皆様から、太陽光発電施設建設への懸念や心配の声が多く寄せられており、本日の審査もその声を反映したものと捉えております。

町といたしましても、地域住民の不安を解消し、安全安心な生活を守るため、町民の皆様により添って対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（貳又聖規君） 久末環境生活室長。

○町民サービス課環境生活室長（久末雅通君） それでは私のほうから、今回の陳情の要望事項について説明させていただきます。今回の要望事項まず 1 点目です。今回、土砂災害防止と白老町浄水場上流の保全を確保することとありまして、まず、土砂災害防止についてであります。

現条例では、地滑り等防止法の大臣が指定する地域、地滑り防止区域、急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律の北海道知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の北海道知事が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、森林法の農林水産大臣が指定する保安林、砂防法の国土交通大臣の指定する砂防指定地の 6 種類の区域に該当する場合は、禁止区域として指定しております。

今後、他の自然災害等も含めて追加できるものがあるかどうかを検討してまいります。また、浄水場上流の保全についてであります。現在のところ、建設予定地が浄水場の上流にはありますが、水源となる取水場より下流に位置しております。今後どのような規制ができるか検討を進めていきたいと考えております。

次に要望事項 2 番目の森林法及び林地開発許可制度の改定を国に求めることと、3 番目の環境アセスメントを北海道に求めることと、4 番目の国に求めることについては重なりますので一括して述べさせていただきたいと思います。

基本的に、自然破壊や無秩序な施設の設置については厳しく対応するという方針のもと、地域住民、議会とも歩調を合わせ、要望活動を実施したいと考えております。

○委員長（貳又聖規君） 説明が終わりました。

次に、質疑をお受けいたします。質疑のあります方はどうぞ。

12 番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 先ほど、大西様のほうから早急に条例を改正してほしいというご要望がありましたけれども、町としましては、いつ頃、条例改正案を提案できる現状でしょうか。

○委員長（貳又聖規君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 今、条例の見直し作業を行っているところでございまして、年明け早々にも、この条例案のリーガルチェックを済ました上で提案に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。まだいつということについては正式にはお答えできませんけれど、今後の手続としましては、まずは条例案を固めた上で、議会、議員の皆様への説明、そしてパブリックコメント、これを行った上で上程ということで考えております。もちろん早期に、この作業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（貳又聖規君） 12 番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） やはりスピード感がなければせっかく作っても、今現在、懸念されている石山地区の方々が不安に思うと思うのです。私も、やはり議員としてなるべく早急に原案を見てみたいと思います。正直言いまして。その中でやはり、議会と事前審査になってしまうという、よく話がありますけれども、でもこの条例改正についてはそのようなことを考えずに情報を共有できるようにしていただければありがたいかなと思うのです。

ですから、一刻も早くつくるためにはそのようなこともちょっと考えていただければありがたいかなと思うのですけどどうなのでしょうかなその辺は。

○委員長（貳又聖規君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） もちろん我々もそのように考えておりまして、案ができ次第、早急に議員の皆様にも御提示して議論をさせていただきながら、最終的に上程案を固めていきたいというふうに考えております。

○委員長（貳又聖規君） よろしいですか。ほか質疑あります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） よろしいですか。

質疑はないようですので、お諮りいたします。

総務文教常任委員会陳情に関する連合審査会はこれをもって終了し、本陳情は、次回以降、委員会での継続審査といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○委員長（貳又聖規君） これをもちまして、総務文教常任委員会、陳情に関する連合審査会を終了いたします。

（午後 3時57分）